

令和6年

# 厚生委員会会議録

とき 令和6年4月23日

品川区議会

令和6年 品川区議会厚生委員会

日 時 令和6年4月23日（火） 午前10時06分～午前10時41分  
場 所 品川区議会 議会棟6階 第2委員会室

出席委員 委員長 松永よしひろ 副委員長 こしば新  
委員 こんの孝子 委員 ひがしゆき  
委員 鈴木ひろ子 委員 筒井ようすけ  
委員 おぎのあやか 委員 やなぎさわ聡

出席説明員 新井副区長 寺嶋福祉部長  
東野福祉計画課長 豊嶋生活福祉課長  
(生活支援臨時給付金担当課長兼務)  
阿部健康推進部長 遠藤健康推進部次長  
(品川区保健所長兼務) (品川区保健所次長兼務)  
(地域医療連携課長事務取扱)  
若生健康課長

○午前10時06分開会

**○松永委員長**

ただいまより、厚生委員会を開会いたします。

本日は、お手元に配付しております審査・調査予定表のとおり、議案審査および委員長報告について進めてまいります。

最後に、会議時間が長時間にならないよう、簡潔かつ効率的なご質疑にご協力をよろしく願いいたします。

---

**1 議案審査**

第41号議案 令和6年度品川区一般会計補正予算（歳出 厚生委員会所管分）

**○松永委員長**

それでは、予定表1、議案審査を行います。

第41号議案 令和6年度品川区一般会計補正予算（歳出 厚生委員会所管分）を議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

**○東野福祉計画課長**

それでは、第41号議案 令和6年度品川区一般会計補正予算（歳出 厚生委員会所管分）につきまして、ご説明いたします。

予算書、12ページをご覧ください。

下段の第3款民生費、第3項生活保護費、第1目生活保護費につきましては、2列右の9億6,970万6,000円を追加し、134億2,048万9,000円とするものでございます。

補正額の財源内訳ですが、都支出金としまして、物価高騰対策重点支援地方創生臨時交付金10分の10が充当されます。

内容につきましては、右側13ページの説明欄をご覧ください。

補正額のうち、給付金は9億3,000万円で、対象は住民税非課税世帯が8,400世帯、住民税均等割のみ課税世帯が900世帯でございます。

また、給付金の交付に係る事務費といたしまして、コールセンター等委託費、15ページに参りまして、システム運用経費、郵送料等が合計で3,970万6,000円でございます。

詳細につきましては、資料に基づきまして、この後、所管課長よりご説明申し上げます。

**○豊嶋生活福祉課長**

それでは、私より、厚生委員会資料に基づきまして、令和6年度品川区一般会計補正予算、住民税非課税世帯等物価高騰対策支援給付金について、ご説明させていただきます。

1番の概要でございます。

こちらは、昨年度、令和5年度に低所得世帯に対して、3万円と7万円の給付を実施してまいりましたが、これを令和6年度に、新たに住民税非課税または住民税均等割のみ課税となる世帯に対して給付を実施するため、必要な予算措置を行うものでございます。

2番でございます。対象者および支給額でございます。

まず、1番の対象者。

基準日は、令和6年6月3日、これは国が示した基準日となります。

(イ) 対象世帯は、非課税または均等割のみ課税である世帯、これは昨年度と全く同様でございます。

なお、※印ですが、令和5年度に3万円プラス7万円の合計10万円を給付された世帯は除くとされております。新たに非課税ないし均等割のみ課税となった世帯が対象でございます。

(2)対象者数は、9,300世帯を想定しております。内訳は記載のとおりでございます。

支給額、対象1世帯に対して10万円。これは昨年度の3万円プラス7万円で10万円という考え方の下、国が示したものでございます。

3、補正予算額は、先ほど福祉計画課長の説明のとおり、記載のとおりでございます。

4、事業手法でございます。

これも従来どおり、昨年度と同じ手法をとらせていただきますが、昨年度対象だった世帯は、今回対象ではないので、ほとんどの方は新たに申請が必要となる方になります。よって、(1)申請手法の1行目に書かれてあります確認書と言われる、いわゆる申請書により申請いただいて、こちらで審査をして給付をするというものでございますが、今回は、マイナンバーカードにひもづいております公金受取口座の使用について、現在、検討を進めているところでございます。

(2)広報・周知方法は、従来どおり、ホームページ、広報しながわ、SNS、ポスター・チラシ等で周知するものでございます。

(3)相談窓口も、コールセンター・相談ブース、こちらも従来どおりでございます。

5、実施スケジュールについては、6月10日に令和6年度の住民税が確定するという情報がありますので、それに基づいてデータ抽出等々を行います関係で、7月からコールセンターを設置し、以下の記載のとおり、確認書を送付し、給付していくものでございます。

私からの説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

#### ○松永委員長

説明が終わりました。

それでは、本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

#### ○鈴木委員

ご説明ありがとうございました。何点か伺いたいのですが、税の確定が7月……、税の確定がいつするのかというのは、6月3日が基準日ということで、税の確定がこの辺りであるのかなと思ったのですが、税の確定がいつ頃するのかということも1つ教えていただきたいと思っております。

それから、新たに住民税が非課税世帯になるのが8,400世帯ということなのですが、この想定は、現時点でどのように想定したのか、毎年これぐらいの世帯が新たに非課税になるということなのか。それとも、非課税世帯は増えているのか、その辺りを教えていただきたいと思っております。

それから、新たに非課税となる世帯は、どういう世帯なのかということも、イメージできるように教えていただきたいのですが、多分、退職して収入がなくなる、年金暮らしになってというような人も入ると思っておりますし、失業、倒産、廃業とか、そういうふうなこともあるのかと思うのですが、どのような世帯が新たに非課税世帯となるのか、イメージできるような形で教えていただけたらと思っております。

それから、今すぐ物価高騰が続いていますけれども、そういう物価高騰ですとか、新たにインボイス制度も導入されてきて、倒産とか、廃業とかも増えているということも伺っているのですが、そういう状況によって新たに非課税世帯が増えていることがあるのか。そしてまた、区民の生活状況も貧困が広がっている状況にあるのか、そこら辺のところを区としてどう捉えているのかについても伺いたいと思っております。

#### ○豊嶋生活福祉課長

何点かご質問いただきましたので、順にお答えいたします。

まず、税確定日は6月10日というふうに聞いております。

6月3日は国が示した基準日でございますが、6月1日が土曜日に当たるため、6月3日にしたというふうに聞いております。

それから、非課税の8,400世帯の計算方法ですが、過去に令和3年度の非課税世帯給付金の対象ではなかった方に令和4年度に新たに給付したという、そのときからの実績見合いで計算をしたものでございますので、毎年これぐらいの世帯が出てくるものというふうに担当から聞いております。

それから、新たに給付の対象になる、新たに非課税となった世帯の方はどのような方かということでございますが、今、委員がおっしゃられたような、倒産された方であったり、自営業を廃業された方であったり、退職された方を我々も見込んでございます。

倒産件数とか、あと貧困の状況については、我々はこれ以上のデータを持っておりませんので、現在は、私のほうでは把握できておりません。

#### ○鈴木委員

そうすると、新たに税の確定が6月10日なのに、3日の時点で非課税かどうかは、6月10日に確定するのであれば、それ以後でなくて大丈夫なのかなという思いがするのですけれども、その点、税が新たに確定した段階で送付するということになると思うので、6月10日が確定ということであれば、なぜ3日なのかということが少し疑問なので教えてください。

それから、今まで家計急変世帯も対象にしてきたことがあると思うのですけれども、住民税は前年度の所得で税金が決まるので、前年度の所得はあったので課税になっているけれども、今年度は所得がなくなって、来年度は非課税になるだろうというところが家計急変世帯ということで給付の対象になってきたことがあったと思うのですけれども、その家計急変世帯が、これまで400とか500という数字だったと思うのですけれども、それと新たに非課税になる世帯が8,400世帯というところで、かなり差があるなと思っているのですけれども、ということは、家計急変世帯が新たに非課税になるところを捉え切れなかったということと考えたらいいか、その点も教えていただきたいと思います。

それからあと、予算書の13ページのところで、今回は、定額減税補足給付金と、それから子育て世帯生活支援特別給付事業と、この厚生委員会で審査する住民税非課税世帯等物価高騰対策支援給付金の3つが対象になると思うのですけれども、それぞれのところで、コールセンターの委託がされていると思うのですけれども、このコールセンターは、それぞれのところが別の委託先で、別にコールセンターを設けるということになるのでしょうかということ伺いたいと思います。

全部その3つの事業を合計すると、コールセンターの委託だけで1億1,600万円を超えているのですけれども、これは、一括でコールセンターはできないものなのか、そこら辺のところは仕組みとしてどういう状況なのかということも伺いたいと思います。

また、今回の給付金は、相談窓口はどこに設けるのか、あと、何人体制ぐらいでやるのか、それから、前のときは、たしか旧リボンのところにコールセンターを設けたということがあると思うのですけれども、今回もそこにコールセンターは設けるのか。コールセンターは、これを見ると、7月上旬にコールセンターを設置するというスケジュールにはあるのですけれども、いつまでコールセンターを置いておくのか、申請受付の9月末までコールセンターを設置しておくということなのか、ちょっと細かいところなのですけれども、その点を教えていただきたいと思います。

#### ○豊嶋生活福祉課長

税額確定日と基準日のずれのお話ですが、昨年度の3万円の給付金のときは基準日が6月1日でした。税額が確定するというのは、国から税の情報が出て、タイムラグが生じるということなので、これはもう致し方ない部分だと思います。今年度は6月3日が基準日で、税務課から聞いているのが6月10日に確定するという事しか我々は聞いておりませんので、それをもって6月3日の基準日で対象かどうかを判断していくという形になります。

それから、家計急変世帯のお話ですが、家計急変世帯は、確かに昨年度、117件だったかと記憶しています。家計急変世帯の考え方ですが、単月内だけ下がった方も対象にしていたということもあります。それがいいのか悪いのかということもまた別の話として考えられる部分ではありますが、今回は、記載のとおり対象者で10万円を給付ということが国から示されておりますので、それに従って給付をしていくというものでございます。

コールセンターにつきましては、7月に開設予定で、現時点での予定では、調整中ではありますが、9月末に申請が受付終了となりますけれども、それ以降、不備の解消であったり、お問合せは続くものと想定されますので、10月のどの日までかは分かりませんが、10月のいずれかの日までコールセンターは開設する予定で、予算内で調整をしているところでございます。

#### ○鈴木委員

多分、そのコールセンターとかの手続に係る財源も、全額が国から来るということで考えていいのかということの確認をお願いしたいと思います。

それから、7月中旬に申請受付開始ということですのでけれども、そうすると、支給は、受付してからどれくらいかということが分かったら教えていただきたいと思います。

それと、大本の財源が、11ページのところに、物価高騰対策重点支援地方創生臨時交付金を今回の財源にされると思うのですがけれども、この財源は、今回は、この3つの事業についてということでの補正予算になっているのですがけれども、この財源は、これ以外に支給されるということはないのでしょうか。

例えば、区独自に、この財源を使って貧困対策を行うことができるような、そういう交付金はないのか、その点についても伺いたいと思います。

#### ○豊嶋生活福祉課長

まず、事務費については、10分の10の支給がされるということでこちらも聞いております。

それから、申請が7月中旬から受付を開始して、支給がいつかというお問合せでございまして。これはこちらの想定なのですが、今までは、一括給付と言って、口座がある方には、そこに振り込みますよ、その代わり2週間の変更猶予の期間が必要ですよということで、2週間が経過してから支給決定の処理を行って行っていましたので、実質、3週間ほどかかっておりました。ただ、今回は、皆さん、100%が申請なので、例えば、お手元に申請書が届きます。一番早い方は、開けるとそこにQRコードがついていて、QRコードを読み込むと申請画面に飛んで、そこで送信ボタンを押せば申請完了になります。そうすると、我々のほうで審査をして、件数がそんなに多くないので、1日、2日で審査は終わるかと思うのですが、審査が終わってから、会計処理を行いますので、恐らく今の想定では、一番早い方では7月末に着金ができるのではないかとということで、準備を進めておりますが、先ほど申し上げました公金受取口座を利用することを考えておまして、また新たなことになりまして、そのデータの授受とか、ミスが起きないように精査をする関係で、この申請書の送付等々がどこまでずれ込むかとか、その辺りにもなってきますけれども、基本的に申請書を発送してから、イメージとしては、早ければ2週間

ぐらいで着金ができるのではないかということでイメージを持っていただければと思います。

予算のお話でございますが、歳入のほうになりますので、私のほうではお答えすることができません。

#### ○松永委員長

ほかにご質疑等がございましたら、ご発言願います。

#### ○こんの委員

今回新たな方が対象ということなので、今ご説明いただいたように、申請を受け付けて、申請書に書かれている口座番号などを全てシステムに入力するという作業が行われるということなので、これまでの給付金のように、対象者と口座が分かっている人ではなく、振り込んでほしい口座が分かっている人がほとんどいない。そのため、この作業に非常にお時間がかかってしましますが、できるだけ時間を短くできるのかどうなのかというところで、先ほど、マイナンバーにひもづけされている公金受取口座も活用できたということで検討中だということですが、これは、その中でもマイナンバーを持っている人と、ひもづけしている人と、ひもづけしていない人がいるので、やはり真っさらに口座をここにしてくださいねと書かれてきて手入力するほうが多いと想定されているのか、それとも、できるだけ公金受取口座のほうで処理ができれば、そちらのほうで、その費用的なものも多分あると思うのですが、今の時点で、どう想定していますかというのも何なんです、いわゆる手法に関して、処理をする職員の方の負担もできるだけ軽減されて、しかも、申請される方がスムーズに受取ことができる方法ということでいいのではないかなというふうには思うところなのですが、どのような感じなのでしょう。

#### ○豊嶋生活福祉課長

マイナンバーカードの公金受取口座についてのお問合せでございます。デジタル庁が1月末に発表している数字ですが、マイナンバーカードの取得率は、79.数%、国民の約8割というふうに聞いておりまして、そのうち公金受取口座をひもづけている方が63.数%というふうに発表されておりました。それを基に計算すると、単純に約5割、国民の約5割の方はマイナンバーカードの公金受取口座がひもづいている方というふうに想定されますので、それをここに当てはめると、9,300世帯のおよそ半分の方は、公金受取口座がひもづいているのではなからうかというふうに想定されます。これがまず第1です。

第2、その中で、我々のほうでも、こちらの口座でいいですか、それとも違う口座がいいですかというのは、当然、申請書のなかで選んでいただきますので、公金受取口座が嫌な方は、ご自身で口座番号を記入いただいて、そこに振り込むことも当然可能ですので、そうなってくると、実際に公金受取口座を使われる方は、仮に9,300世帯の全員が申請できるとすると、このうち4割ぐらいなのかなというふうには考えます。

ただ、4割であっても、我々の事務負担を考えると、今、委員おっしゃられたように、手入力をする、それから、口座が合っているかどうかを確認するために、必要書類、いわゆる通帳とか、キャッシュカードのコピーをいただくことにしています。記入内容と結構ずれていることが多々ありますので、そういったものが入っていないと、不備書類ということで再督促が発生します。そうなってくると、お互いやはり負担になります。それから、不備があると、すぐにお振り込みすることができませんので、やはり着金まで遅れるということを考えますと、せっかくマイナンバーカードの公金受取口座がありますし、今までは、マイナンバーカードの公金受取口座を使う際には、公金受取口座を使っていいですかという確認をまず取りなさいということが必要とされていたところ、最近はそのをしなくていいよとい

うふうに国が言い始めましたので、それであれば、ミスもないし、いち早くお届けできるのではなからうかということで、現在、それが4割であったとしても、3,400世帯いますので、いち早くお届けできるのではないかとということで検討を進めているところでございます。

#### ○こんの委員

詳しいご説明ありがとうございました。イメージがすごく湧きました。

確かに、手で書いたもの、QRコードで申請する人もそうですし、書き間違いだったり、打ち間違いだったりという、ここに修正をかけていく作業もえらい大変だったと思うのです。それを考えると、今、4割ぐらいとおっしゃっていただきましたが、その方々だけでも、事務作業が少しでも効率的に行われていくということはあるかなと思います。

ですので、まだ、今、検討中ということですので、そちらのほうも、できるだけ効率的にさせていただけるようお願いしたいと思います。

そうすると、費用的なところで、このシステム運営費というのは、こちらの中にシステム改修という形で出ているわけなのですが、やはり新たなシステムなのですか。今まで使っていた、いわゆる最初の頃、申請した人を手入力でやっていたシステムを使うのか、それとも全く新しく、あるいは国からこういうシステムがありますよと使うのか、その辺の使うシステムの改修という意味合いを少し教えてください。

#### ○豊嶋生活福祉課長

システムについてのお問合せでございます。システムは、従来と同じベンダーで、同じシステムを使うことを想定しておりますが、ただ、そのシステムに取り込むためのデータの加工が必要で、区の所管課と、それから、ベンダーのほうでデータを受け取れるような改修が必要なのと、やはり振り込むための口座を登録する等々の関係がありまして、1件幾らという形でシステム運用費を支払っているところでございます。ですので、改修費と、あと、1件幾らという費用が発生するというところでございます。

#### ○こんの委員

いずれにしても、スケジュールの中でやっていただくということですが、お気持ちとしては、できるだけ早く着金ができるように、振り込まれるようにという体制をとってくださることがよく分かりましたので、この新たな方々への給付に係る事務作業、よろしく願いいたします。

#### ○松永委員長

ほかにご質疑等がございましたら、ご発言願います。

#### ○鈴木委員

先ほど質問したところで、コールセンターが3か所それぞれということで委託されるのか、一括ということはできないものなのか、その答弁がいただけたらと思います。

それから、今の事務作業というか、入力だったりとかも含めて、そこら辺のところも委託されていくのか。また、委託は、どこに委託されるのかということも、もう決まっているのでしょうか。どういふふうに決めていくのかも含めて、委託のところも教えていただけたらと思います。

#### ○豊嶋生活福祉課長

大変失礼しました。コールセンターは、まとめられるところはまとめていくというところで動いてはいるのですけれども、ただ、やはり専門性が異なるのです。定額減税補足給付金は、完全に税の知識がないと答えられない部分ですので、これはなかなかということと、子育て世帯生活支援特別給付金は、非課税世帯のうち、子どもがいる方が対象ですので、重なる部分は若干ありますが、これは、厚生委員



会の所管ではないのですけれども、問合せの内容が、かなり複雑なご家庭からの問合せが多いということで、受けるコールセンターの職員は分けたほうがいいたろうというところになっています。細かいところはこれから調整を進めていきますが、まとめてできるところはまとめてしたいですが、実際には、中にある職員は、多分、別分野で働くことになるのではなかろうかということで、そのほうがお客様にとって、たらい回しになることもないですし、スムーズな回答ができるというふうに考えておりますので、そのような形で、今、所管と調整をしているところでございます。

#### ○鈴木委員

あと、委託が、どのようなところに行っているのか。

#### ○豊嶋生活福祉課長

大変失礼しました。委託先は、今のコールセンター等々が5月までです。結局、先ほどのお話ではありませんが、対象者は違いますが、対象となる考え方は全く同じですので、見積り等々は、現在やっていたいただいている業者にとって、今後どうするか、今、調整をしているところでございます。

#### ○鈴木委員

そうすると、コールセンターは、旧リボンのところに、3か所がそれぞれの分野別にコールセンターの相談というか、そういうものはやるにしても、この3つのコールセンターが1か所にあるみたいな、そのような感じでやるのか、その辺りを教えてください。

#### ○豊嶋生活福祉課長

コールセンターの場所は、リボンは、すでにほかの所管課が入っておりますので、これは具体的には公表していませんが、本庁舎の中にあります。ただ、先ほどのお話のとおり、かなり専門性が異なりますので、コールセンターについては、各所管の近くに問い合わせ先があったほうがいいたろうということで、まとめられるところはまとめますけれども、人については、恐らくそれぞれ分散する形で配置になるのではなかろうかということです。現在、そこも調整しているところでございます。

#### ○松永委員長

ほかにご質疑等がございましたら、ご発言願います。

#### ○筒井委員

今のお話の確認も含めてなのですが、コールセンターとか、システムの運用会社は、なるべく一括にして経費削減を図っていったほうがいいたろうと考えているのですけれども、結局、業務は、各専門分野の人材を振り分けるとしても、委託先の会社は1社でよろしいのですか。

#### ○豊嶋生活福祉課長

恐らく定額減税補足給付金については、完全に別分野になるので、所管課のほうで調整をしているというふうに聞いております。

子育て世帯生活支援特別給付金も、現在、行われておりましたので、どこも、引き続きと考えております。ただ、まとめられるところがもしあれば、そこはまとめていくということで調整を進めているというふうにご理解いただければと思います。

#### ○筒井委員

では、それぞれの所管が別の会社に委託するというところでよろしいのですか。

あと、対象者数の想定値が9,300世帯ということで、相当多いと思うのですけれども、これも令和3年度の実績を見てということですが、令和3年度と言ったら2021年でコロナ禍なのですけれども、かなり特殊な状況かとは思っているのですが、単純に実績で判断できるのかどうかということと、

一方、昨今、倒産とかが増えていますので、こうした数字も出てくるのかと思うのですが、その辺りのお考えと、毎年このぐらいの世帯が出るということによろしいのかということ、一方で、頭打ちするときは来ないのかなと思うのですが、その辺りのお考えをお聞かせください。

**○豊嶋生活福祉課長**

まず、コールセンターの件は、仕様のには、もしかしたら別々になるかもしれません。そこは現在調整を進めているところでございます。

件数につきましてですが、これはあくまで対象と思われる世帯を抽出しておりまして、対象世帯かどうかは分からないのです。実は、令和3年度から令和4年度の頃も大体同じぐらいの件数を見込んでおりまして、実際に申請があった方は6,900件程度だったのです。こちら対象ではないと100%分かればいいのですが、そうでない方には、漏れてしまっただけではないので、取りあえず送るということで、今、この件数をはじき出しているものでございます。確かに委員おっしゃるように、令和3年度から令和4年度はコロナ禍でありましたので、その頃とは大分状況も変わっておりますし、経済も回復しております。なので、件数はもしかしたらもっと減るかもしれませんが、ただ一方で、倒産とか廃業は、どの時代にも起こり得ることですので、この辺りも含めて、あまりここも絞ることなく、取りあえず、多めにでもないのであるのですが、それなりの件数をはじき出したというふうにご理解をいただければと思います。

**○松永委員長**

ほかにご質疑等がございましたら、ご発言願います。

**○こんの委員**

すみません、確認です。

今回対象となる方が、生活保護を受けている人がいた場合、収入認定になるのかどうかだけ確認をさせていただきます。

**○豊嶋生活福祉課長**

こちらの給付金は生活保護の収入認定の対象外です。

**○こんの委員**

ありがとうございます。

**○松永委員長**

ほかにご質疑等がございましたら、ご発言願います。

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、本件につきまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、品川区議会自民党からお願いいたします。

**○こしば副委員長**

賛成します。

**○こんの委員**

賛成です。

**○ひがし委員**

賛成です。

**○鈴木委員**

賛成です。

○筒井委員

賛成です。

○おぎの委員

賛成です。

○やなぎさわ委員

賛成です。

○松永委員長

それでは、これより第41号議案 令和6年度品川区一般会計補正予算（歳出 厚生委員会所管分）について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松永委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

以上で、本件および議案審査を終了いたします。

---

2 委員長報告について

○松永委員長

次に、予定表2、委員長報告についてを議題に供します。

本日の議案審査の結果報告については、正副委員長にご一任いただけますでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○松永委員長

ありがとうございます。

それでは、正副委員長でまとめさせていただきます。

以上で、本日の予定は全て終了いたしました。

これをもって、厚生委員会を閉会いたします。

○午前10時41分閉会